

宮城県口腔保健支援センターについて

宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例及び宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画に基づき、県民の歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条で規定する歯科医療等業務の従事者等を対象とした情報の提供や研修等の支援を行う機関として、「宮城県口腔保健支援センター」を平成28年1月18日に設置した。

※東北では秋田県、青森県、岩手県に続き4番目、全国の都道府県では23番目の設置。

1 名称等

- (1) 名称 宮城県口腔保健支援センター
 (2) 設置場所 保健福祉部健康推進課内

2 組織体制

- (1) 人員体制
- | | |
|-----------|----------------|
| センター長 | 健康推進課長 |
| 副センター長 | 健康推進課長補佐（総括担当） |
| 歯科医師（1名） | 非常勤職員 |
| 歯科衛生士（1名） | 非常勤職員 |
- (2) 事務局 健康推進課健康推進班

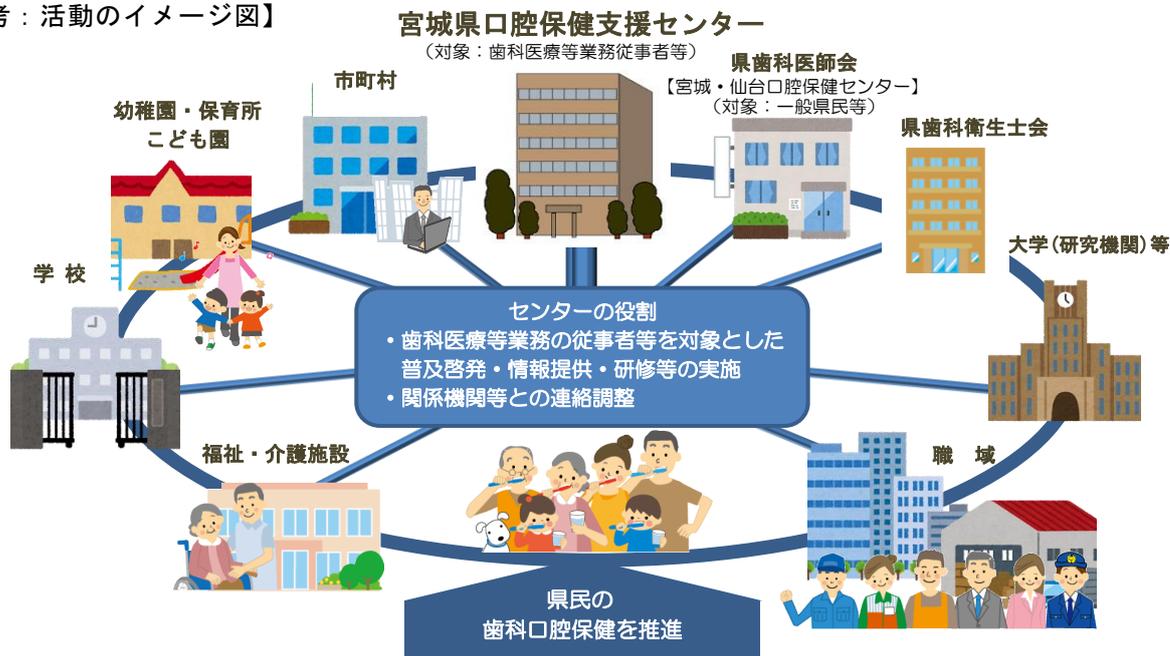
3 業務内容

主に歯科医療等業務の従事者等を対象として、以下の業務を行う。

なお、センターの運営に当たっては「宮城県歯科保健推進協議会」を施策や事業等の協議・検討組織とすることとし、関係機関との連携を図りながら地域の状況等を踏まえた歯科口腔保健施策に取り組むものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する啓発
- (2) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び提供
- (3) 歯科口腔保健の推進に携わる人材の育成を目的とした研修等の実施
- (4) 歯科口腔保健の推進を目的とした調査
- (5) 市町村、関係機関・団体等との連絡調整
- (6) その他歯科口腔保健の推進に関する業務

【参考：活動のイメージ図】



宮城県口腔保健支援センター設置運営要綱

(目的)

第1条 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成22年宮城県条例第74号）及び同条例第9条により策定した宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画に基づき、県民の歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に規定する機関として宮城県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 支援センターの実施主体は、宮城県とする。

(設置)

第3条 支援センターは、宮城県保健福祉部健康推進課に設置する。

(組織)

第4条 支援センターにセンター長、副センター長を置く。

2 センター長は、健康推進課長とし、センターを代表し、その事務を統括する。

3 副センター長は、健康推進課長補佐（総括担当）とし、センター長を補佐し、センター長が不在のときは、その職務を代理する。

(業務内容)

第5条 支援センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に係る業務運営を行う。

- (1) 歯科口腔保健に関する啓発
- (2) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び提供
- (3) 歯科口腔保健の推進に携わる人材の育成を目的とした研修等の実施
- (4) 歯科口腔保健の推進を目的とした調査
- (5) 市町村、関係機関・団体等との歯科口腔保健に関する連絡調整
- (6) その他歯科口腔保健の推進に関する業務

(協議・検討組織)

第6条 支援センターは、地域の保健、医療、介護、福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健施策に取り組むものとする。

2 協議・検討組織として、宮城県歯科保健推進協議会を充てる。

(事務局)

第7条 支援センターの事務を処理するため、宮城県保健福祉部健康推進課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

平成28年度 口腔保健支援センターの活動内容について

【歯科専門職の配置】

- ・口腔保健支援センターには、歯科医師1名（保健福祉部参与）と歯科衛生士1名（非常勤職員）を配置しており、特に歯科衛生士は、今年度から、週5日勤務となり、歯科専門のスタッフが充実した。
- ・センターでは、歯科口腔保健の推進に携わる人材育成など、歯科専門職派遣による技術的支援を行うこととしており、今後、保健所と連携の上、歯科専門職が配置されていない市町村等のニーズを把握し、必要な支援を実施していくこととしている。

【主な活動内容】

① 歯科口腔保健の推進に携わる人材の育成を目的とした研修等の実施

- ・幼児歯科保健関係者及び労働安全衛生関係者等、歯科口腔保健の推進に携わる関係者を対象とした研修会等を実施する。
- ・市町村等を対象として、歯科専門職派遣による技術的支援を実施する。
- ・フッ化物洗口導入モデル事業（H25～29年度）において、モデル施設の職員研修や保護者説明会を実施するとともに、フッ化物洗口導入後に技術的支援を希望する施設へ歯科衛生士を派遣する。また、保健所と連携の上、未実施市町村の導入に向けた課題等を把握し、課題解決に向けた支援等を行う。

【参考】フッ化物洗口導入モデル事業の実施状況（H25～27年度）

- ・8市町26施設（保育所、幼稚園）で実施
〔南三陸町、白石市、名取市、大崎市、七ヶ宿町、岩沼市、村田町、女川町〕
- ・平成28年度は新たに蔵王町で実施。
※仙台市、川崎町、亶理町、松島町、涌谷町の1市4町は独自実施

② 歯科口腔保健に関する情報の収集及び提供

- ・主に市町村を訪問して情報交換を行い、歯科保健に関する課題等について、専門的見地に基づいた情報提供や助言を行うとともに、各市町村の取組状況等を収集し、「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」（計画期間：H23～29年度）の評価及び次期計画策定の資料とする。

③ 歯科口腔保健に関する啓発

- ・ホームページ等により、歯科口腔保健に関する知識の普及等を実施する。